



王塚装飾古墳館 マスコットキャラクター  
未来ちゃん

【役場開庁日】月曜日～金曜日  
(土曜・日曜日、祝日、年末年始は閉庁)  
【役場開庁時間】8時30分～17時15分  
(木曜日は19時まで一部の窓口が延長)  
【町ホームページ】  
<http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>

### お知らせ



## 新型コロナウイルスによる イベント中止等の確認方法

各種イベント変更等の確認方法

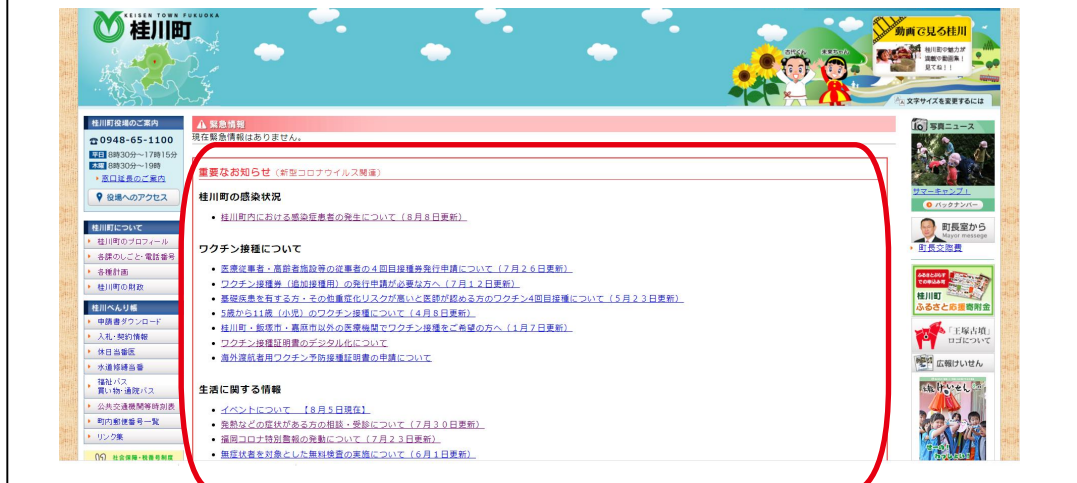
新型コロナウイルスの感染状況や国・県の方針等により、適宜イベント等の延期・中止などを行う可能性があります。2月7日(火)発行の「広報けいせん2月号」に掲載されている情報も、**急遽変更**となる場合がありますので、ご了承ください。参加を希望するイベント等の**延期や中止については、「桂川町ホームページのトップ画面」に掲載**しています。また、詳細につきましては、各担当課に電話いただきますようお願いいたします。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力の程よろしく願います。

## 各種イベント等の開催状況の確認方法について

▶ 桂川町ホームページトップページを開きます

HP <http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>

「重要なお知らせ(新型コロナウイルス関連)」に変更のあったイベント等は掲載されます。



### 手当金



傷病手当金適用期間の延長  
新型コロナウイルス感染症に伴う  
傷病手当金の申請はお済みですか

〇 桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合(適用期間内で左記の要件を満たす方に限り)について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日～令和5年3月31日  
※保険給付を受ける権利は、労務に服することができなくなった日ごとにその翌日から起算され、2年を経過すると時効により消滅します。

【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること